



平成26年 第4回臨時会

会 議 録

(平成26年5月26日)

枕 崎 市 議 会

平成 26 年
枕崎市議会第4回臨時会会期及び会期日程

1 会 期 1日間（5月26日）

2 会期日程

月 日（曜）	区 分	時 間	内 容
5月26日（月）	本会議	前 9：30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 議案上程（日程第3号） 6 提案理由の説明 7 質疑、討論、表決 8 報告（日程第4号） 9 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成26年5月26日)

平成26年枕崎市議会第4回臨時会

議事日程（第1号）

平成26年5月26日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付 託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3	46	平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	
4	報1	枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 立 石 幸 徳 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員

7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11 番 吉 松 幸 夫 議員
13 番 中 原 重 信 議員

2 番 俵積田 義 信 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 新屋敷 幸 隆 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10 番 畠 野 宏 之 議員
12 番 沖 園 強 議員
14 番 吉 嶺 周 作 議員
16 番 茅 野 勲 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15 番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

東中川 徹 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
本 田 親 行 財政課長	白 澤 芳 輝 健康課長
山 口 英 雄 税務課長	迫 野 豪 水道課長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
田 中 義 文 健康課主幹兼健康促進係長	堂 原 耕 一 健康課保険医療係長
小 野 香緒里 健康課健康促進係技師長	尾 辻 のぞみ 税務課課税係長
國 生 和 己 税務課管理収納係長	山 口 太 総務課行政係長

午前9時30分 開会

○立石幸徳議長 平成26年第4回臨時会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本臨時会の会議録署名議員として、7番禰占通男議員、8番城森史明議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第3号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第46号平成26年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億6,514万2,000円を追加し、予算総額を44億7,347万8,000円にしようとするものです。

補正の内容は、平成25年度の歳入不足に充てるための繰上充用の措置であります。

以上の財源として、諸収入の増で措置いたしました。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○白澤芳輝健康課長 ただいま提出されました議案の内容について、補足して説明を申し上げます。

まず、お手元に平成25年度決算見込状況（平成26年5月19日時点）という資料があると思いますが、お開きいただきたいと思っております。

まず最初に、3月議会で議決いただきました補正（第4号）と、その資料中の予算現額に相違する欄がございますので、そちらから説明いたします。

資料の右側、歳出の表の中の保険給付費の療養諸費、療養給付費の一般の額が、予算現額が23億2,346万円、退職が1億5,371万1,000円、そして、高額療養費の退職高額療養費が2,287万4,000円というふうになっております。

3月に議決いただいた予算額は、療養給付費の一般分が23億5,556万8,000円、その欄と3,210万8,000円の違いがございます。また、退職の療養給付費が1億2,739万6,000円で、2,631万5,000円の違いがございます。あと、高額療養費の退職高額療養費が1,708万1,000円で、579万3,000円の相違がございますけれども、これにつきましては、当初予算の第3条で保険給付費間について、流用の議決をいただいておりますので、その当初予算第3条の規定に基づきまして、流用の措置を行ったところでございます。

なお、その内容につきましては、退職被保険者であった方が、診療を受けるときに一般被保険者ということで診療を受けていらっしゃって、その方がさかのぼって退職被保険者に加入されたということで、例月ですと、その額はごくわずかなのですけれども、3月に行いました退職振替によりまして、ここの額が2,606万7,000円という高額になりまして、そこで、退職の療養給付費及び高額療養諸費に不足を生じるということで、今回、先ほど申しました額で流用を3月に行

ったところでございます。なお、この高額になった理由といたしましては、1人で800万円以上となった被保険者がいたことと、件数的にも数も多くなったということで、3月に行った退職振替のものによるものでございます。

予算現額と予算額の相違につきまして以上でございますが、決算見込額について、歳入歳出それぞれ予算現額と決算見込額で相違の大きいものについて御説明申し上げます。

まず、歳出のほうですけれども、保険給付費が予算現額28億7,524万2,000円に対しまして、決算見込額は28億2,283万1,000円程度となり、不用見込み額が5,241万円程度となったところでございます。予算額につきましては、12月までの実績額の平均月額をもとに、残り3カ月間の見込み額を推計して、3月で予算計上したところでございますけれども、実際の平均額が約1億7,597万円程度となりまして、決算見込額22億9,150万円程度で予算現額を3,196万円程度下回ったところでは、そこが一般分で、退職分につきましては、先ほど2,600万円程度の退職振替が発生したと申し上げましたが、その支出額が増加したことから、決算見込額は1億4,590万円程度となりまして、予算額に1,853万円程度不足が生じましたけれども、先ほど申し上げましたとおり予算流用で対応しているところでございます。あと、一般分の高額療養費につきましては、9カ月間の平均額2,780万円程度を、残り3カ月間の金額で推移すると見込んで計上しましたところ、実際の平均額が約2,483万4,000円となりまして、予算額を890万円程度下回ったところでございます。

あと、歳入のほうについて申し上げます。

国民健康保険税につきましては、5月19日時点で見込まれる数値を計上してございます。

予算と大きく違いますのが、国庫支出金が合計欄を見ていただきますと4,000万円、国庫負担金が2,750万円程度、それから、国庫補助金の普通調整交付金が1,258万円程度、合計で4,060万円程度増ということでございます。

あと、県支出金も普通調整交付金が1,500万円程度増加しております。その関係から、繰入金の中の（うちその他一般会計繰入金）予算現額1億8,533万4,000円、これが3月に25年度の単年度の収支不足見込み額ということで説明しましたところでございますけれども、実際は6,250万円程度になるということで、一般会計からの赤字補てん分の繰入金は1億2,280万円程度が不要になる見込みでございます。その平成25年度の1年間の単年度収支不足額は、そこに書いてあります6,248万円程度が平成25年度の単年度収支の赤字額ということでございます。

右側をごらんいただきまして、歳入歳出差引額2億6,514万1,776円、これは、平成24年度までの赤字額、その額と同額ということで、平成25年度においては、単年度収支はプラス・マイナス・ゼロというところでございます。以上です。

○立石幸徳議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については会議規則第53条のただし書きを適用して、回数の制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○3番豊留榮子議員 このように繰上充用を4年間連続したわけですね。この先、国保が広域化されるわけですね、29年度でしたっけ、その時点までには、先行きがちょっとよくわからないんですけども、この後どうなっていくのか国保財政、その辺をちょっと説明してください。

○白澤芳輝健康課長 社会保障制度改革の国民会議の中で、平成29年度から県の運営が、基本

的な運営は県の広域化ということになっていきますということで、現在の赤字額2億6,514万1,776円につきましては、平成28年度までに本市の責任において、その赤字を解消していかないといけないということで、3月議会で説明いたしましたけども、6月議会までには現在ある健全化計画を見直しして、赤字の解消計画までお示ししたいということでお話し申し上げておりましたけれども、3月にありました県の説明会の中で、現在、県のほうが国保連合会に平成27年度から創設されます1円以上の財政共同安定化事業のこのシミュレーションを国保連合会に委託しまして、5月末までにそのシミュレーション結果を県がもらおうと。その結果を受けまして、県のほうでは、各保険者、市町村、県内の市町村にその広域化についての1円以上の財政共同安定化事業の考え方と、それから、国の負担割合、療養給付費の負担割合が34%から32%に引き下げられた際に、県の調整交付金が逆に2%引き上げられております。

その2%の使途につきましても、その中で協議したいということで、実際その協議について示して、結論が出るのが9月ぐらいだということを、3月の時点で国保指導室に伺いまして、そういうようなことで、5月いっぱい幾ら電話いただいて、あるいは来庁されてもですね、返答は一緒ですよということで、現在、財政健全化行動計画の策定作業をただいま中断しているところでごさいます、県の財政共同安定化事業の考え方、それと調整交付金の配分の考え方が決まり次第、財政健全化行動計画の策定に移りたいと、そういうふうに考えているところでごさいます。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○8番城森史明議員 24年度の決算と比較してですね、諸支出金が約1億ふえてるんですけど、その中身は何なのか。

それと、その保険給付費で、24年度に比べて約6,700万円ふえてるわけですよ、要はこの保険給付費の増額は何なのか、その点を質問します。

○白澤芳輝健康課長 諸支出金の1億円、約1億円の増につきましては、県の貸付金2億5,000万円について、25年度においては8,334万円を一般会計から繰り入れて措置するというので、その額と、それから国の療養給付費負担金の返還が約5,200万円程度、前年度がやはり2,700万円程度ありましたので、合わせてその二つです、国の療養給付費等負担金の返還分と県の貸付金への返還分のところが、ふえた理由でごさいます。

6,664万円保険給付費がふえておりますけれども、これにつきましては、100万円を超すレセプトが大幅に増加いたしまして、これについては高額療養費もそういうことでふえているわけですけども、そういうことで6,600万円ふえていると。そういう部分、高額になる部分については、心臓関係の医療の高度化等に伴いまして、そういうところ、1件800万円を超すレセプトが出てきたりですね、そういうところがありまして、26年度については高額な療養費がふえたということでございます。

○8番城森史明議員 その給付金が一般会計から出たってことですけども、そしたら国保会計からは、載せる必要が……、国保会計に費用を載せなければいけないんですか。

それと、2件目の保険給付費ですけども、高額のふえたということですけど、具体的にはどういう種類がどれだけあったのか。それで、やっぱり保険給付費というのは一応レセプト分析をですね、枕崎市の地域特性やら、その辺をつかまなきゃいけないと思うんですけども、その辺の医療の、その高額医療の流れとか、その辺をやっぱり把握しなきゃいけないと思うんですよ。そういう意味で、具体的にどうなのかということを質問します。

○白澤芳輝健康課長 まず、1点目の県の貸付金の返済が諸支出金として歳出のほうでは出てきますけれども、国保会計が借り入れた県からの、県の基金の借入金ですので、出るほうも、それに対して、その財源がどこに求めたかといいますのは、一般会計からの繰入金ということで、歳入のほうで一般会計の他会計繰入金の中に同額が組み込まれているというところでごさいます。

高額な医療費がふえたということで、それに対しての分析はということでございしますが、まず、

平成24年度と平成25年度を比較いたしましたして、平成24年度で10万点、10万点と申しますと医療費で100万円を超す、平成24年が226件に対して平成25年度が263件ということで37件、費用額で申しますと、24年度が3億5,100万円程度、平成25年度4億2,980万程度で、費用額で7,880万ということで、この影響が大きかったということでございます。

高額なレセプトにつきまして、高額となりますのは、やはり心臓関係や脳血管疾患や、そのあとやはり悪性新生物、がん、特に現在、悪性新生物の医療費が上がって、10万点を超す、100万円を超す件数が上がっております。そういうところで先ほど申しましたように、高額分の7,880万円が国保の財政に、療養給付費の増に大きくはね返ってきたというふうに考えております。

○8番城森史明議員 高額療養費が確かに7,000万円を超えているので、その分が大きく影響してるんじゃないかと思うんですけども、一応、国保の健全化計画の中にもうたっているのが、レセプト点検の充実ということをやっていると申すんですね。具体的に、実際これは私も1年間の資料要求をしましたが、それは実際できないと。そういうことで、資料については23年度から5月診療分で載ってるわけですけども、その辺のその……、民間に頼めばですね、全体のレセプト点検ができることもあるというのを聞きました。それで、その費用はどれぐらいかかるのか。

それと、実際この23年から25年までの分析がありますけども、この中で、やっぱり一番多いのは精神……、確かに生活習慣病から起因するものがあるわけですね。ただ一番多いのは、精神及び行動のというのが、統合失調症とかあるのが1番ですよ。これに対する対策は、何が、どういう削減のための対策は、実際どういうものがあるのか、その辺を聞きたいということと、それとその医療費が24年に比べて2.3、2.4%ふえているわけですね。これが、今後3年を考えたときにどういう予測をしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○白澤芳輝健康課長 まず、第1点目の民間に委託した場合、レセプト分析がしっかりできるんじゃないかということでございます。

本市に、私ども、今は国保データベースを使っております、国保連合会が提供していただいていると。これについては、国保連合会は5月分のデータをもとにして医療分析しているわけですけども、その分析が、結局、病院に行かれる方はですね、一つの疾病だけを持っているわけではございません。一つだけの方もいらっしゃいますけれども、特に糖尿病を持っていらっしゃる方は、高血圧から、さまざまなものまで持っていらっしゃる、そういうところもあります。精神、統合失調症の方もさまざまな病気でいろんな医療機関を利用するということで、その方の主たる病気は何なのかということで、国保連合会のほうで、その方の主病を特定いたしまして、ほかの疾病でかかっても、すべてその起因する主病に対して名寄せしていくという方法をとっているということございまして、各診療月まですべてしてくれということであれば、それだけまた国保連合会と委託しまして、費用がかかるということです。民間については、まだ見積書を徴しておりませんので、幾らかということはおわかりません。

次に、確かに精神及び行動、統合失調症関係の、ここが医療費としては一番多いわけですけども、本市におきましては、統合失調症関係の大きな病院がございまして、南薩の拠点ともなっております。そういうことで、本市以外から転入されてきて、その病院に入院されている方もいらっしゃるかと、いろんなさまざまな条件がございまして、この精神関係の入院、長期入院をどのように解消していくかというのは、国のほうでも大きな課題となっているところで、やはり在宅復帰、精神、統合失調症関係のですね、在宅復帰を進めるということでやっておりますけれども、自宅ではなかなか無理じゃないかということで、在宅復帰するためのそういう施設、施設というよりもアパート関係みたいな、そこに精神福祉士等を置いた、そういうことも他市ではあるんですけど、本市にそのようなことがなくて在宅復帰がなかなか進まないということもございまして、この部分については、なかなか医療費として下がっていかないというのは本市の課

題でもあると思います。

あと、見込みですけれども、しばらくお待ちいただけますか。

○白澤芳輝健康課長 失礼いたしました。

平成26年度の当初予算につきましては、一般被保険者は、医療給付費の一般被保険料者分は約4.4%、それと退職被保険者についてが、給付費の伸び1人当たりの給付費が0.9%ということで、伸びを勘案しまして、あと被保険者数がどのように推移するかというところで、とにかく現在の1人当たり医療費が伸びております。それは、ある程度高齢化、国保の加入者が高齢化していくということで、特に、やはり会社を退職されてから国保に入られるというような国保の構造上の問題もありまして、そういうところで、その部分については、療養給付費はふえていくんじゃないかというふうに推計いたしておりますけれども、現在、生活習慣病対策、あるいはほかにもジェネリック医薬品の利用促進等を取り組んでおりまして、その1人当たり医療費をなるべく抑制するという施策を今後も続けていかなければいけないと。ただし、生活習慣病対策につきましては、一、二年で対策として成果が上がるかというところ、そうではございませんので、やはり現在までの60歳あるいは50歳までの、そういうふうな生活習慣によって、さまざまな疾病が60代前半、あるいは前期高齢者になってから発症していくということで、その方たちの医療費が上がってしまうというところもございまして、地道に生活習慣病対策はやっていかないとはいえないというふうに考えているところでございます。

○8番城森史明議員 国保のその赤字をですね、解消するには、やはり医療費の削減しかないと思うわけですね。28億円を超してしているわけですが、さっき言ったけども確かに短期間では難しいと思いますけども、やはりその辺を努力することによって、医療費をどの分野でも少しずつ減らして行ってですね、することがプラスの、全体を下げるということですから、この辺は、特定健診も上がってますので、その辺をあわせて、早急に、とにかく医療費を削減しなければだめだと思うので、その辺をお願いしたいと思います。

一応、資料の3ページなんですけども、特定健診公民館別の受診率があります。これがですね、低いところと高いところが、ある程度明確になってるわけですね、このデータ見たら。そういう意味で、その辺を、やっぱり地域特性があるんじゃないかと私は思ってるんですけども、同じ枕崎でも各地区、職業形態も違うし、その辺のところがあると思うんですけども、その辺をどう分析しているのか。その低い公民館に対してどのような対策を打っていくのか、その辺をお聞きします。

○白澤芳輝健康課長 資料でもお示しいたしましたとおり、桜山地区がですね、全体の特定健診の受診率を引き上げていると。

逆に言えば、ほかの地区で若干劣りますので、そういうところで、やはり特定健診の重要さ、やはり自分の体の状態を御自身、市民お一人お一人に知ってもらって、あるいは、その数値の変動をですね、やはり市民お一人お一人が知って、どのような、健康をつくるためにどういうふうな生活習慣を改善していくかという取り組みが必要になってきますので、この数を、やはり最終目標60%、平成29年度までですね、60%というふうになっておりますので、やはり今低い地区については、ずっとこの間、生涯学習課等と連携いたしまして、健康講座・出前講座を開いているわけですが、なかなか低い地区ほどそういう講座が開かれないとか、そういうところもありますので、ぜひまた開いていただいて、やはり出前講座にも取り組んでいきますし、あるいは、考えておりますのは、やはり健診の受診率の高いところに対して表彰制度を設けたらどうかというところも考えております。その検討も本年度中にやりまして、特定健診が始まる前までには内容をお知らせできるようにしたいとは思っております。そういうふうにして、そういう健診への取り組みが公民館として高いところには表彰制度・報奨なりを設けて、市民の皆さんにお知らせしていくという方法もとっていきたく。

逆に、著しく低いところについては、保健師のですね、地区担当制を本年度から採用しておりますので、保健師に積極的にそういう受診率の低いところに関与していつてもらって、そういうところで受診率向上につなげていきたいと、そういうふう考えているところでございます。

○9番沢口光広議員 1点わからないので教えていただきたいんですけど、この高額医療費、増額されているということなんですけど、統合失調症、精神・神経系、このようなかたちですね、一つ教えていただきたいのは、仮に、南九州市、南さつま市の住んでる方がですね、国保の方が、枕崎の仮に精神・神経系の病院に入院された場合、この医療費、本市へのこの国保に影響が及ぶのか及ばないのか、そこら辺ちょっと教えていただけませんか。

○白澤芳輝健康課長 先ほど申し上げましたのは、他市で生活、他市に住民票のあった方、他市で何らかの保険に加入されていた方が、本市へ転入してきまして、本市で国保に加入いたしまして病院に入院されると、そういうときには本市の負担になります。ただ、そのまま他市のですね、保険、国保あるいは保険の資格を持ってる方がそのまま入院されても本市の負担となりませんので、結局、もしその方が国保の資格者でありましたら、その国保の南九州市なり、南さつま市なり、そういうところの負担になっていくということでございます。

○立石幸徳議長 ほかにありませんか。

○立石幸徳議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○立石幸徳議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第3号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について、市長に報告を求めます。

○神園征市長 報告事項第1号枕崎市水道事業会計予算繰越計算書について、説明を申し上げます。

これは、平成25年度枕崎市水道事業会計予算の建設改良費について、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○立石幸徳議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

この際、お諮りいたします。

本臨時会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○立石幸徳議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本臨時会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成26年第4回臨時会を閉会いたします。

午前10時9分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 立 石 幸 徳

枕崎市議会議員 禰 占 通 男

枕崎市議会議員 城 森 史 明